

4 応募要項

- (1) 応募方法 「受講申込書」に必要事項を記入し、当センターまで郵送してください（直接持参・FAXも可）
スマホからもお申込みが可能です。
- (2) 送付先 〒030-0822
青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ3階
公益社団法人あおりり被害者支援センター
電話 017-718-2085(平日午前9時～午後5時)
FAX 017-718-2098
- (3) 応募締切 **2025年3月31日（月）必着**
- (4) 受講通知 ご応募いただいた方に開講式のご案内をいたします
尚、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください



受講申込書

当てはまる対象者番号に✓を付けて下さい

①	②	③	申込日	年	月	日
ふりがな 氏名		生年月日				
		年齢				
現住所		〒				
職業（最終職歴）						
電話番号		※日中連絡のとれる番号の記入をお願いします				
F A X						
この募集要項を入手した場所						

【入門編受講希望日】各月ご希望の日程に○印をお願いいたします

4/15 (火)	4/20 (日)	5/16 (金)	5/18 (日)	6/6 (金)	6/7 (土)
-------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------

* ご記入いただきました個人情報は、個人情報保護法に基づき、本講座の運営・告知以外には利用いたしません。



青森県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人あおりり被害者支援センター

募 集

被害者支援活動員第14期
養成講座受講生

被害者支援に関わる
公開講座受講生
(入門編のみ)

公益社団法人あおりり被害者支援センターは、平成19年10月の設立以来、犯罪・交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に、電話・面接相談や直接的支援などの被害者支援活動を行う民間の団体です。活動はボランティアの支援活動員の方々によって行われております。当センターでは、よりよい支援を目指し、支援活動員の養成を行っております。あなたも私たちの活動に参加してみませんか。また、被害者支援に理解と意欲のある方、活動に関心のある方の応募も心からお待ちしております。

対象者 ①当センターでの被害者支援活動員を目指す方(25歳以上の方)
②被害者支援について学びたい方
③職務上、被害者支援に関わる方(各種相談、行政窓口担当者等)

受講期間 入門編 12時間 2025年4月～6月
(どなたでもご参加可能です)
初級編 38時間程度 2025年7月～2026年3月
(入門編を全講義受講後、被害者支援活動員を目指す方のみ)

時間 午前10時30分～午後3時30分

場所 青森市中央3丁目 県民福祉プラザ内研修室 など

受講料 入門編 無料
初級編 3,000円(資料代含む)

* 応募方法・カリキュラム等、詳細については中面をご覧ください



〒030-0822
青森市中央3丁目20番30号
県民福祉プラザ3階
公益社団法人あおりり被害者支援センター
電話 017-718-2085
(平日午前9時から午後5時まで)

HP <https://www.aomori-vs.com>

※応募要項はホームページからもダウンロードできます。
スマホからもお申込みが可能です。



1 第14期生養成講座カリキュラム

入門編 4月～6月

※どなたでも参加可能です

県民カレッジ単位取得



	日 時		講座内容	講 師	
	どちらか可能な日程を選択ください				
1	4/15 (火)	4/20	10:00～10:30	開講式	事務局
		(日)	10:30～12:30	被害者支援の歴史と法律・制度の基礎知識	当センター専務理事
			13:30～15:30	遺族のこえをきく	交通事故被害者遺族
3	5/16 (金)	5/18	10:30～12:30	被害者への関わり方	臨床心理士
		(日)	13:30～15:30	リスニング技術	
5	6/6 (金)	6/7 (土)	10:30～12:30	関係機関における被害者支援	当センター犯罪被害相談員
6	(金)	(土)	13:30～15:30	支援者の倫理 当センターの活動について	当センター専務理事 当センター犯罪被害相談員

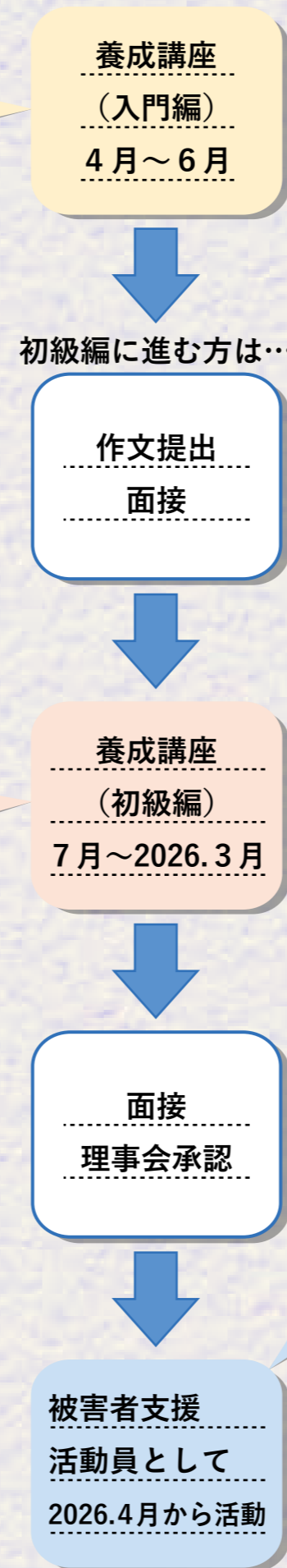
初級編 7月～2026.3月

※当センターでの被害者支援活動員を目指す方対象（入門編受講修了且つ年齢25歳以上）

	日 時	講座内容	講 師
1	7月～2026.3月 毎月平日1回 10:30～15:30	警察における被害者支援	精神科医・臨床心理士・弁護士等の 専門家や検察庁・ 警察・行政等関係 機関の担当者、犯 罪被害相談員等が 担当
2		行政における被害者支援と今後の役割	
3		弁護士の役割	
4		検察庁における被害者支援	
5		心理・保健医療関係者の役割	
6		傾聴の意義と技法	
7		被害者の理解	
8		リスニング技術	
9		電話・面接相談におけるアセスメント	
10		直接的支援	
11		同行支援の方法	
12		生活支援の方法・社会資源の活用	
13		被害者、遺族の声を聴く	
14		自助グループの意義と実際	
15		支援者自身のストレスマネジメント	
16		等	

※講師等の都合により、予定が変更される場合があることをご了承ください

2 被害者支援活動員養成の流れ



3 被害者支援活動員の活動内容等

養成講座（入門・初級編）終了後、当センター役員による選考が行われます。選考により被害者支援活動員第14期生として委嘱された方は、2026年4月から支援活動に従事していただきます。

(1) 活動場所

主な活動場所はあおもり被害者支援センター（青森市）となります。その他、直接的支援活動や広報啓発活動は青森県内で行います。

(2) 活動内容

ア 電話・面接相談活動

被害者支援活動員の相談活動は、平日午前9時から午後5時までです。担当は当番制で、週1回（4時間）程度従事します。従事可能な曜日等は調整が可能です。

イ 直接的支援活動

被害者等が裁判所や病院などへ行くに当たっての情報提供や付添い支援を行います。被害者等からの要望の都度、対応できる方が従事します。

ウ 広報啓発活動

講演会などの広報啓発行事における受付や会場設営の補助、街頭でのチラシやリーフレットの配布活動及び募金活動に従事します。

(3) 継続研修

被害者支援活動員は、委嘱後も継続して必要な研修を受講します。

(4) 正会員としての入会

被害者支援活動員として委嘱された方は、当センター正会員（年会費3,000円）として入会していただきます。